

PISTAフィールド・トラッキング・ソリューションで取得するデータは、端末により収集した消費者行動情報（属性推定情報・滞留情報・通行情報）及びその二次加工データのみ保存するものであり、慎重に精査を重ねた結果、個人情報に当たらないとの見解を当社顧問弁護士から得ています。しかしながら、「生活者の懸念を払拭し、生活者と事業者間でのデータ利活用について相互理解を構築することが望ましい」とする当社の属する業界団体（一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム）の「センシングサイネージガイドライン」が定める基本原則に基づき、PISTAフィールド・トラッキング・ソリューションを利活用する場合の「事前告知・通知の内容例」を配慮事項とともに以下の通り、示します。

事前告知・通知例

① お客さまの利便性向上施策について

平素、〇〇〇〇〇をご利用くださりまして、誠にありがとうございます。

さて、この度、② 〇〇〇〇〇をご利用いただくお客様の利便性向上及び満足度向上のため、③ デジタルサイネージに実装しているセンサーカメラを活用したデータ分析の実証実験を行います。

〇〇〇〇〇におけるこの取り組みで使用するデジタルサイネージ端末には画像・映像の保存機能はなく、④ 個人を特定できない統計処理情報となり

第三者とともに店舗内の混雑度や来店層を分析するため、店舗運営・マーケティングに適用可能な各種データ分析のために利用します。

これにより、広告配信の最適化をはじめ、店舗内のレイアウトの改善や店員の配置を効率化し、より快適にご利用いただけるよう店舗運営に役立ててまいります。

■ ⑥ 実証期間 :20yy年mm月dd日(土) hh:mm~hh:mm

■ 実証エリア :〇〇〇〇〇 売場フロア

■ ⑦ 運営実施:株式会社〇〇〇〇〇 部

■ 詳細は以下のホームページをご覧ください。

URL:〇〇〇〇〇

■ ⑧ 本件に関するお問い合わせ先: △△部お客さま窓口(電話番号:〇〇〇〇〇)

<事前告知時の配慮事項>

- ① 生活者との接点を考慮してポスター掲示やパンフ配布、自社ウェブサイト等で掲示する
 - ② 目的を明記する
 - ③ 実施したい内容を記載する
 - ④ 個人特定につながらないことを明記する
 - ⑤ 第三者への提供について明記する
 - ⑥ データの利活用開始時期を明記する
 - ⑦ 運営実施主体の名称を示す
 - ⑧ 問い合わせ窓口と電話番号を記載する
- ※ 英語でも情報記載する

✓ 生活者から理解を得るために配慮すべき点としてガイドラインに示されているもので、義務や強制するものではありません。

✓ 取り組み内容に応じて運用実施主体側※にてアレンジすることを想定しています。

※ロケーションオーナー、メディアオーナー、システムベンダー、広告代理店、メーカー等

※以下の資料を基にimpactTVが作成。詳細以下参照
 ・「センシングサイネージガイドライン～生活者の安心と業界の健全な発展のために～(2019/06/12)」一般社団法人デジタルサイネージコンソーシアム
 ・「カメラ画像利活用ガイドブックver.2.0(平成30年3月)」IoT推進コンソーシアム 総務省 経済産業省
 ・「カメラ画像利活用ガイドブック 事前告知・通知に関する参考事例集(2019年5月)」総務省